ニ　（略）

二～七　（略）

2　（略）

第九条の二十の二　前条第一項第三号の二に規定する事項は、次のとおりとする。

一～十一　（略）

十二　第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲げる事項について職員研修を実施すること。

イ　前各号及び第十三号の二並びに第十五条の四第二号及び第四号に掲げる事項に関する事項

ロ・ハ　（略）

十三　（略）

十三の二　特定機能病院における医療の安全の確保に資すると認められる方法により医療機関内における事故の発生の防止に係る第三者による評価を受け、当該評価及び改善のため講ずべき措置の内容を公表し、並びに当該評価を踏まえ必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

十四　（略）

2　（略）

第九条の二十二　法第十六条の三第一項第六号に規定する厚生労働省令で定めるものは、従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号の二まで及び第十五条の四各号に掲げる事項及び第一条の十一第一項各号に掲げる体制の確保の状況を明らかにする帳簿とする。

第九条の二十五　法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。

イ・ロ　（略）

ハ　第九条の二十の二第一項第一号、第三号から第十号まで、第十三号及び第十三号の二に掲げる事項を行うこと。

ニ　第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲げる事項について職員研修を実施すること。

(1)　第九条の二十の二第一項第一号、第三号から第十号まで及び第十三号の二並びにホ及びへに掲げる事項に関する事項

(2)・(3)　（略）

ホ・ヘ　（略）

五～九　（略）

ニ　（略）

二～七　（略）

2　（略）

第九条の二十の二　前条第一項第三号の二に規定する事項は、次のとおりとする。

一～十一　（略）

十二　第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲げる事項について職員研修を実施すること。

イ　前各号並びに第十五条の四第二号及び第四号に掲げる事項に関する事項

ロ・ハ　（略）

十三　（略）

（新設）

十四　（略）

2　（略）

第九条の二十二　法第十六条の三第一項第六号に規定する厚生労働省令で定めるものは、従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号まで及び第十五条の四各号に掲げる事項及び第一条の十一第一項各号に掲げる体制の確保の状況を明らかにする帳簿とする。

第九条の二十五　法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。

イ・ロ　（略）

ハ　第九条の二十の二第一項第一号、第三号から第十号まで及び第十三号に掲げる事項を行うこと。

ニ　第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲げる事項について職員研修を実施すること。

(1)　第九条の二十の二第一項第一号及び第三号から第十号まで並びにホ及びへに掲げる事項に関する事項

(2)・(3)　（略）

ホ・ヘ　（略）

五～九　（略）